

ティーンズ三鷹 ご利用料金の内訳について

ご利用料金(サービス提供に要した費用)は、以下のように算定させていただきます。下記の合計単位に三鷹市の地域区分単位 10.90(三級地)を乗じた額が総費用となります。

毎月のご請求額は、お住まいの区市町村が定める「利用者負担上限月額」とサービスに要した総費用の割合負担額とを比較して、低い方の額となります。

	算定項目名	項目の内容	単位数
①	放課後等デイサービス基本給付費	1日あたりの利用料は、この基本単位に②～⑤の各加算単位が加えられます。	・区分1(30分以上 1時間30分以下) 574単位 ・区分2(1時間30分超 3時間以下) 609単位 ・区分3(3時間超 5時間以下) 666単位 ※区分3は学校休業日のみ
②	児童指導員等加配加算(常勤専従 経験5年以上)	基準となる児童指導員に加え、常勤の児童指導員1名以上配置している場合に加算されます。	1日につき 187単位
③	専門的支援体制加算	基準となる児童指導員に加え、障害福祉の理学療法士等の専門職員を1名以上配置している場合に加算されます。	1日につき 123単位
④	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、勤続3年以上の従業者が一定要件を満たしている場合に加算されます。	1日につき 10単位
⑤	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する職員の処遇改善を図っている場合に加算されます。	1ヶ月につき 基本単位+加算単位の1000分の121に相当する単位

以下は該当者のみの加算となります

⑥	欠席時対応加算Ⅰ	利用が予定されていた日から2日以内に、体調不良やその他のご事情で当日急な欠席をされ、それに伴って連絡調整(電話やメール)させていただいた場合に加算されます。	1日につき 94単位 (月4回まで)
⑦	利用者負担上限額管理加算	複数の放課後等デイサービスを利用されている場合に、保護者からの依頼により、通所利用者負担額合計額の管理を行った際に加算されます。	1ヶ月につき 150単位
⑧	家族支援加算Ⅰ・Ⅱ	お子さんの療育や支援に関するご相談・面談を個別またはグループで行った場合に加算されます。	個別(月4回まで) ・居宅訪問(1時間以上) 300単位 ・居宅訪問(1時間未満) 200単位 ・事業所対面 100単位 ・オンライン 80単位 グループ(月4回まで) ・事業所対面 80単位 ・オンライン 60単位
⑨	子育てサポート加算	お子さんの支援に関するご相談のほか、お子さんの支援場面のご見学や一緒にプログラムに参加いただいた場合に加算されます。	1日につき 80単位 (月4回まで)
⑩	専門的支援実施加算	理学療法士等の専門職員が計画に基づいた専門プログラムを実施した際に加算されます。	1日につき 150単位 (月2回まで)
⑪	個別サポート加算Ⅰ	ケアニーズのあるお子さんに加算されます。	1日につき 90単位もしくは120単位
⑫	個別サポート加算Ⅱ	関係機関との連携など包括的な支援が必要であるお子さんにつきましては、加算が生じる場合があります。	一日につき 150単位
⑬	個別サポート加算Ⅲ	不登校のお子さんに対し、学校連携を行っているお子さんに加算されます。	一日につき 70単位
⑭	関係機関連携加算	お子さんの支援に関して、学校・児童相談所・医療等の関係機関と連携を行った際に加算されます。	・学校との連携 250単位または200単位(月1回まで) ・児童相談所・医療等との連携 150単位(月1回まで) ・就学・就職先との連携 200単位(1回まで)
⑮	事業所間連携加算Ⅰ・Ⅱ	お子さんの支援に関して、ご家族へのご相談・面談に加え、福祉事業所間・自治体との情報連携を行った場合に加算されます。	・中核の事業所となり連携を行った場合 500単位 ・連携会議に参加し、支援に反映した場合 150単位(月1回まで)

※その他、お子さんの支援・関係機関等の連携により、別途加算が生じる場合があります。

※イベント時の飲食代や施設の入場料などを実費負担とさせていただく場合がございます。その際は、事前にお知らせいたします。